

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 投資有価証券
 該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 棚卸資産 - 最終仕入原価法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産 - 定額法
 - ・ 有形リース資産 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
 - ・ 無形固定資産 - 定額法
- (4) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 - 職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
 - ・ 賞与引当金 - 支給対象期間基準に基づき計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、収益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (6) 各拠点区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
本部
 - イ 岡山幼保連携型認定こども園拠点（社会福祉事業）
岡山幼保連携型認定こども園
 - ウ 岡山乳児園拠点（社会福祉事業）
岡山乳児園
 - エ デイサービスセンターzutto・sotto拠点（社会福祉事業）
デイサービスセンターzutto・sotto
 - オ ケアプランzutto・sotto拠点（公益事業）
ケアプランzutto・sotto
 - カ 甘味処 一茎草庵拠点（収益事業）
甘味処 一茎草庵

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	202,214,000	0	0	202,214,000
建物	546,282,060	12,584,000	35,850,387	523,015,673
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	749,496,060	12,584,000	35,850,387	726,229,673

7.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	202,214,000 円
建物（基本財産）	523,015,673 円
計	725,229,673 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	130,606,000 円
第四北越銀行	197,019,000 円
計	327,625,000 円

9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,149,143,493	626,127,820	523,015,673
構築物	113,371,418	54,859,406	58,512,012
車輜運搬具	23,774,250	18,626,934	5,147,316
器具及び備品	179,976,947	121,551,129	58,425,818
有形リース資産	10,113,840	9,040,130	1,073,710
合計	1,476,379,948	830,205,419	646,174,529

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12.関連当事者との取引の内容

該当なし

13.重要な偶発債務

該当なし

14.重要な後発事象

令和8年4月1日より法人名を社会福祉法人エンブレイスに変更

15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ケアプランzutto・sottoずっと・そっとは令和6年6月30日をもって事業を閉鎖
- ・甘味処 一茎草庵は令和6年7月13日をもって事業を閉鎖

計算書類に対する注記（法人本部用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・投資有価証券
該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 引当金明細書(別紙3(⑨))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
- (5) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	12,793,949	0	473,849	12,320,100
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	13,793,949	0	473,849	13,320,100

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	12,320,100 円
計	12,320,100 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	130,606,000 円
第四北越銀行	197,019,000 円
計	327,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	15,794,994	3,474,894	12,320,100
構築物	238,950	238,949	1
器具及び備品	821,361	699,388	121,973
合計	16,855,305	4,413,231	12,442,074

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（岡山幼保連携型認定こども園用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー一定額法
- ・ 無形固定資産 ー一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	111,110,000	0	0	111,110,000
建物	363,204,114	242,000	19,370,495	344,075,619
合計	474,314,114	242,000	19,370,495	455,185,619

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	111,110,000 円
建物（基本財産）	344,075,619 円
計	455,185,619 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	130,606,000 円
第四北越銀行	197,019,000 円
計	327,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	621,532,582	277,456,963	344,075,619
構築物	81,792,829	38,471,783	43,321,046
器具及び備品	77,715,081	49,588,183	28,126,898
合計	781,040,492	365,516,929	415,523,563

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（岡山乳児園用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー 定額法
- ・ 有形リース資産 ー リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
- ・ 無形固定資産 ー 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー 職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー 支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	60,646,000	0	0	60,646,000
建物	96,575,301	12,342,000	10,165,886	98,751,415
合計	157,221,301	12,342,000	10,165,886	159,397,415

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	60,646,000 円
建物（基本財産）	98,751,415 円
計	159,397,415 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

第四北越銀行	197,019,000 円
計	197,019,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	325,843,254	227,091,839	98,751,415
構築物	27,878,937	14,032,849	13,846,088
車輛運搬具	2,550,000	2,549,999	1
器具及び備品	46,342,215	28,959,284	17,382,931
有形リース資産	3,429,360	3,191,210	238,150

合計	406, 043, 766	275, 825, 181	130, 218, 585
----	---------------	---------------	---------------

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1. 重要な後発事象
該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンターzutto・sotto用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー一定額法
- ・ 有形リース資産 ーリース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
- ・ 無形固定資産 ー一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,458,000	0	0	30,458,000
建物	73,708,696	0	5,840,157	67,868,539
合計	104,166,696	0	5,840,157	98,326,539

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	30,458,000 円
建物（基本財産）	67,868,539 円
計	98,326,539 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	130,606,000 円
第四北越銀行	197,019,000 円
計	327,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	185,972,663	118,104,124	67,868,539
構築物	3,460,702	2,115,825	1,344,877
車輛運搬具	21,224,250	16,076,935	5,147,315
器具及び備品	55,098,290	42,304,274	12,794,016

有形リース資産	6,684,480	5,848,920	835,560
合計	272,440,385	184,450,078	87,990,307

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ケアプラン zutto・sotto用）

1. 重要な会計方針
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 法人で採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第二号第四様式、第三号第四様式)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
・令和6年6月30日をもって事業を閉鎖。

計算書類に対する注記（甘味処 一茎草庵用）

1. 重要な会計方針
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 法人で採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第二号第四様式、第三号第四様式)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
・令和6年7月13日をもって事業を閉鎖